

# 論文審査の結果の要旨

1 論文提出者 氏名 又地春日

## 2 論文審査の結果の要旨

### 【本論文の概要】

本論文は、法規範の正当化方法を考察するものであり、とくに、正義概念の中心的要素たる「等しき者は等しく扱え」という普遍主義的要請の適用範囲が、国内法の正当化の場合と国家間の法（国際社会で妥当する法であり、国際法は除く）の正当化の場合でどのように異なっているのかを示すことを目的としている。第1章では、規範についての代表的な理解である指令説と記述説を取り上げ、規範を、規範的事態を記述する「規範命題」とみなす後者の立場が優れていること、また、規範命題が真であることを主張するならばその根拠付けの責任が課されることを指摘する。第2, 3章では、ドゥオーキンの法理論の検討を通じて、彼の法理論の枠内においては、当該社会で確立されている法をもっともよく正当化する政治理論と整合的な法規範が正当とされること、その際に普遍主義的要請が重視されるが、この要請は国内法に対して無条件に妥当するものの、国内と国外の事例を完全に平等に扱うことまでは求めないことを示す。第4章では、ドゥオーキンの法理論を批判的に受け継ぐ井上達夫の法理論（世界正義論）が、国境を超える事例でも普遍主義的要請を重視することを紹介した上で、第5章で、井上が理想とする「諸国家のムラ」（主権国家システム）において、普遍主義的要請は何らかの秩序を要請するものの、法による秩序を要請するものではないこと、したがって、法を正当化するための普遍主義的要請はその機能を発揮する場面がないことを指摘する。さらに、この否定的結果を救うために、アレクシーの実践的討議の理論を検討し、そこにおいては、普遍主義的要請が討議の規則に反映していることを指摘し、普遍主義的要請の潜在力を示唆することによって本論文を結んでいる。

### 【審査結果】

本論文は、法規範と正義の関係に関する従来の学説をふまえつつ独自のテーマ設定をしており（審査項目1, 2）、その記述も首尾一貫している（同3）。設定したテーマの研究のために十分とはいえないまでも、結論を導くために必要な文献は検討しており（同4）、井上とアレクシーの比較、また、国家、法および正義の密接な関係を井上理論に対する検討の過程で明示するなど、独自の視点も有している（同5）。また、アレクシーの討議理論の紹介を通じて、一定のドイツ語読解能力も示している（同6）。なお、テーマの定式化に関し若干の難点があったり、文献引用において一部不正確さがみられたりするなどの詰めの甘さが散見されるものの、そのことでもって本論文全体の価値が著しく傷つけられるとまではいえない。以上に基づき、本論文は修士号（法学）請求論文としての水準に十分達していると評価できる。

## 3 論文審査委員

委員長 \_\_\_\_\_ (印)

委員 \_\_\_\_\_ 委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_ 委員 \_\_\_\_\_

(論文審査委員全員の審査により判定した。)